

令和4年度東京都再犯防止推進協議会実務者会議

# 居住支援法人との連携した取組

(刑余者支援の現状と居住支援の必要性)

東京保護観察所

## 住宅確保に配慮を要する刑務所出所者等とは

### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（第2条）

- ① 低額所得者 ② 被災者 ③ 高齢者 ④ 障害者 ⑤ 子ども（高校生相当まで）を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（第3条）

- ⑧ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する**保護観察対象者**若しくは売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第二十六条第一項に規定する保護観察に付されている者又は更生保護法第八十五条第一項（売春防止法第三十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する**更生緊急保護を受けている者**

保護観察対象者や更生緊急保護を受けている者ってどんな人たちなんだろう？

## 保護観察対象者・更生緊急保護の対象者

### ◆ 保護観察対象者

保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判で刑の全部又は一部の執行を猶予されて保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

### ◆ 更生緊急保護対象者

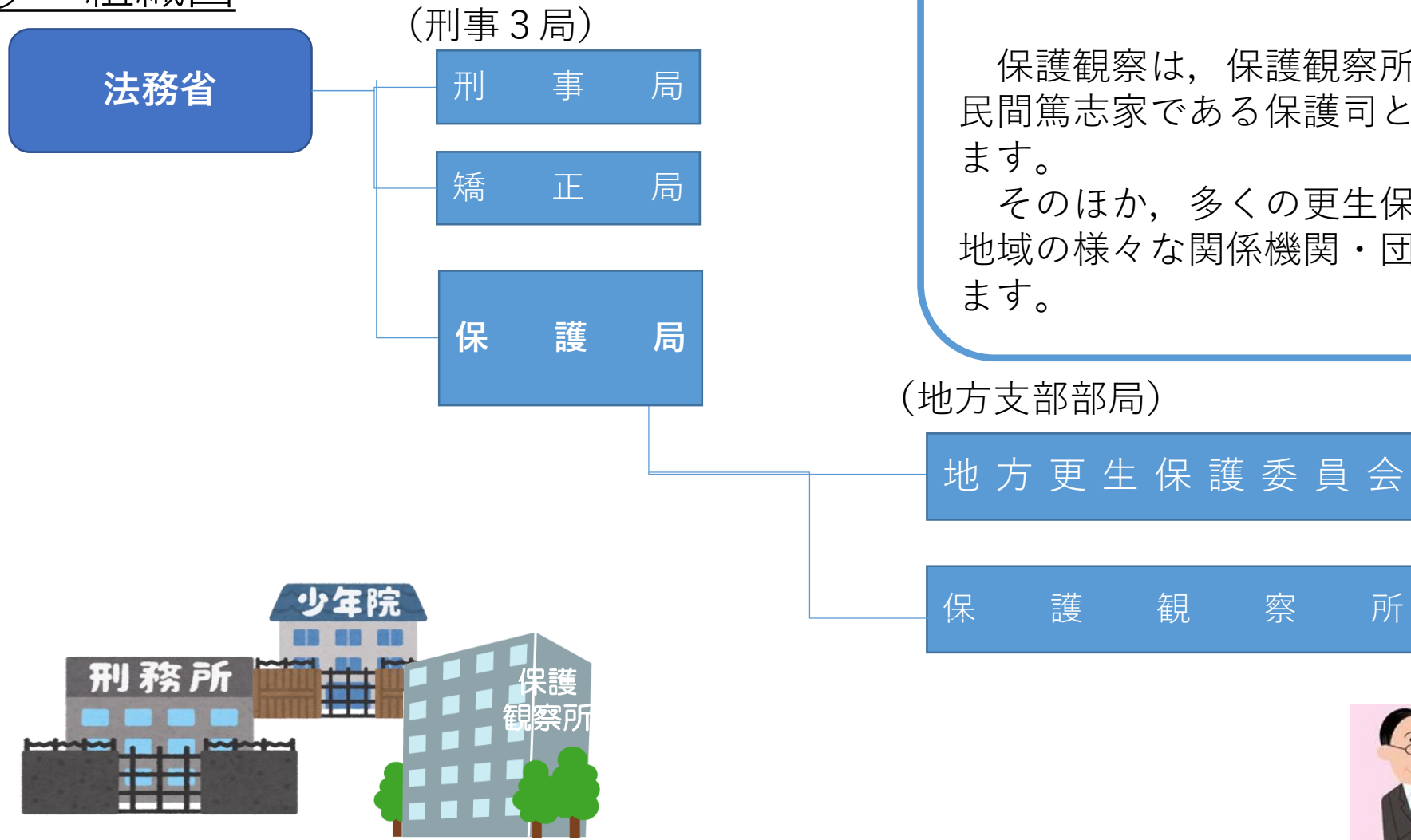
更生緊急保護の対象者	期 間
次の①から③のすべてにあてはまる人 ①刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人 ②親族からの援助や、公共の衛生福祉機関等からの保護が受けられない、 または、それらのみでは改善更生できないと認められた人 ③更生緊急保護を受けたい旨を申し出た人	原則として6か月  例外的にさらに6か月を超えない範囲で延長可能

※ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）の国土交通省令に定める「住宅確保要配慮者」と同じ。



# 1 なぜ，刑余者に居住「支援」なのか

## ① 組織図



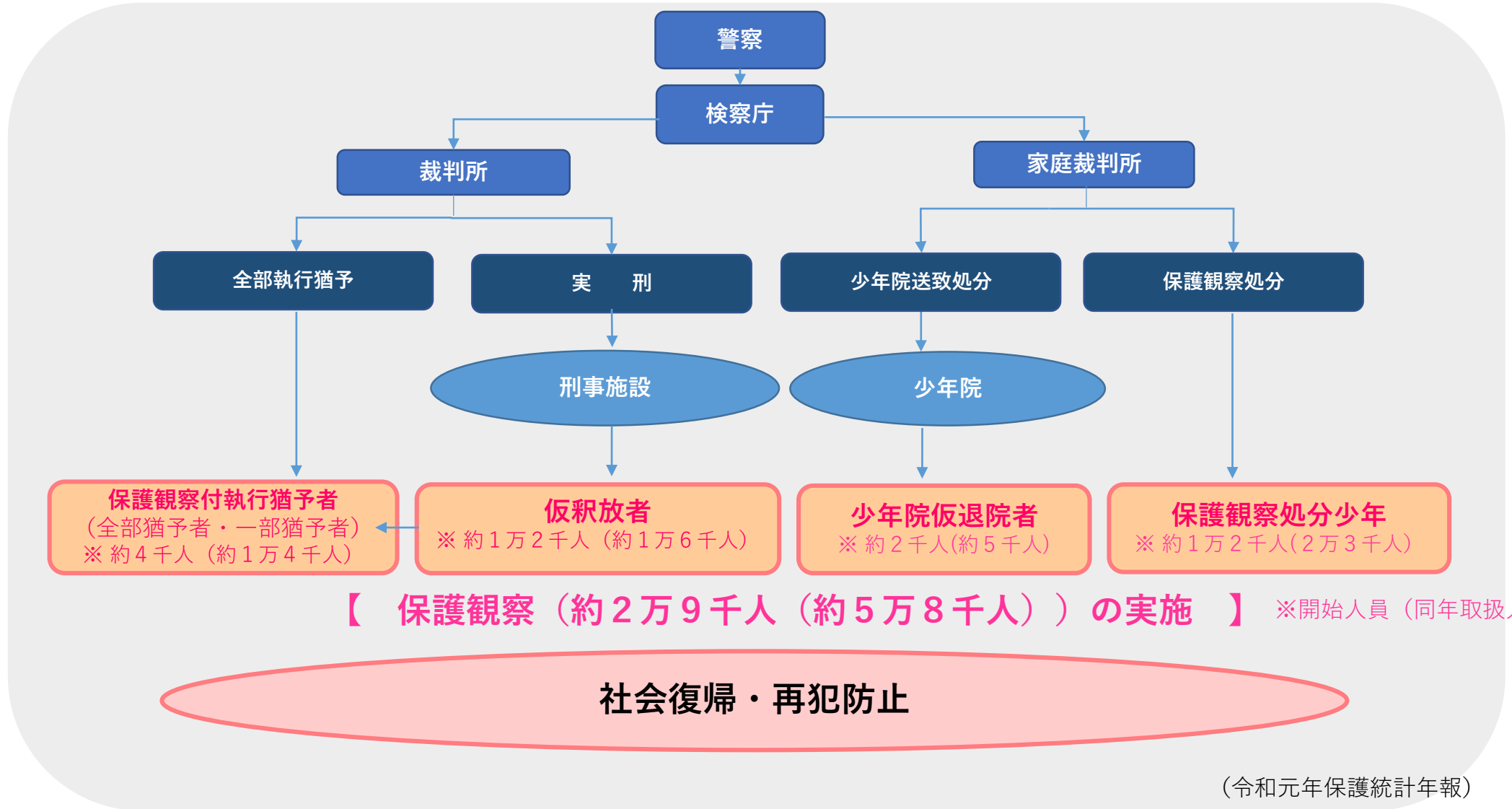
### 更生保護を支える人々

保護観察は，保護観察所の職員である保護観察官と民間篤志家である保護司との協働により進められています。

そのほか，多くの更生保護ボランティア団体のほか，地域の様々な関係機関・団体に関わっていただいています。

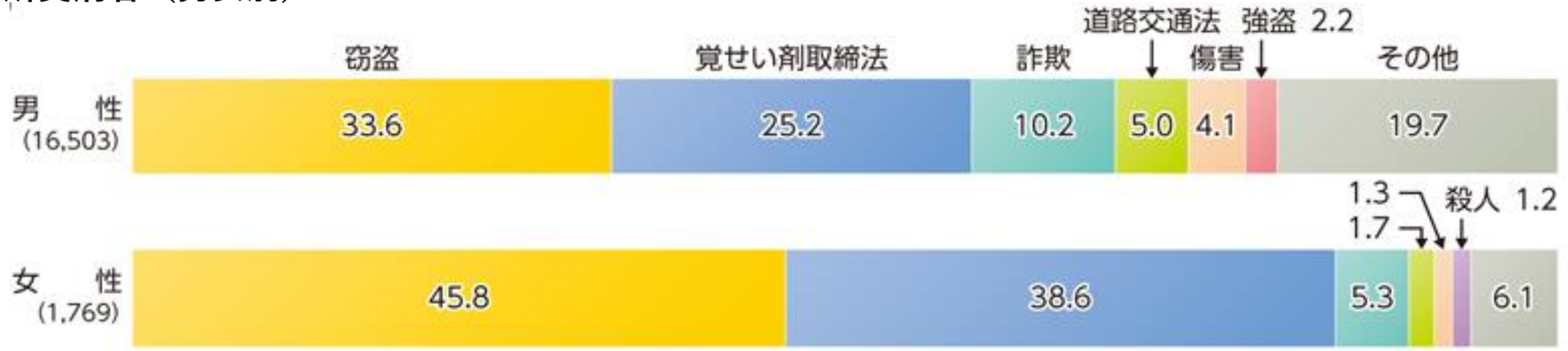


② 刑事司法の流れ



③ 受刑者の罪名別構成比

入所受刑者（男女別）



(令和元年版犯罪白書)

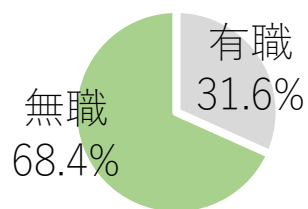


窃盗，覚せい剤が多数を占めている

④ 刑余者の生き辛さ

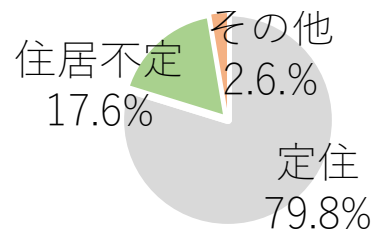
**仕事や住居がない**

約 7 割が再犯時無職



新受刑者の犯罪時就労状況

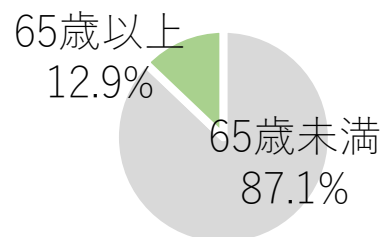
約 2 割が再犯時住居不定



新受刑者の犯罪時居住状況

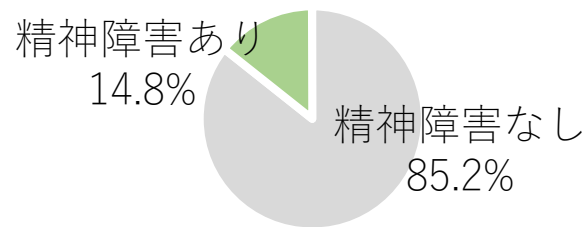
**高齢である・障害がある**

1 割以上が高齢者



新受刑者の年齢

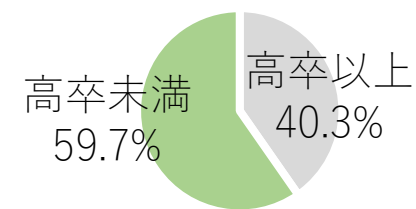
1 割以上が精神障害あり



新受刑者の精神診断

**教育程度が比較的低い**

約 6 割が高卒未満



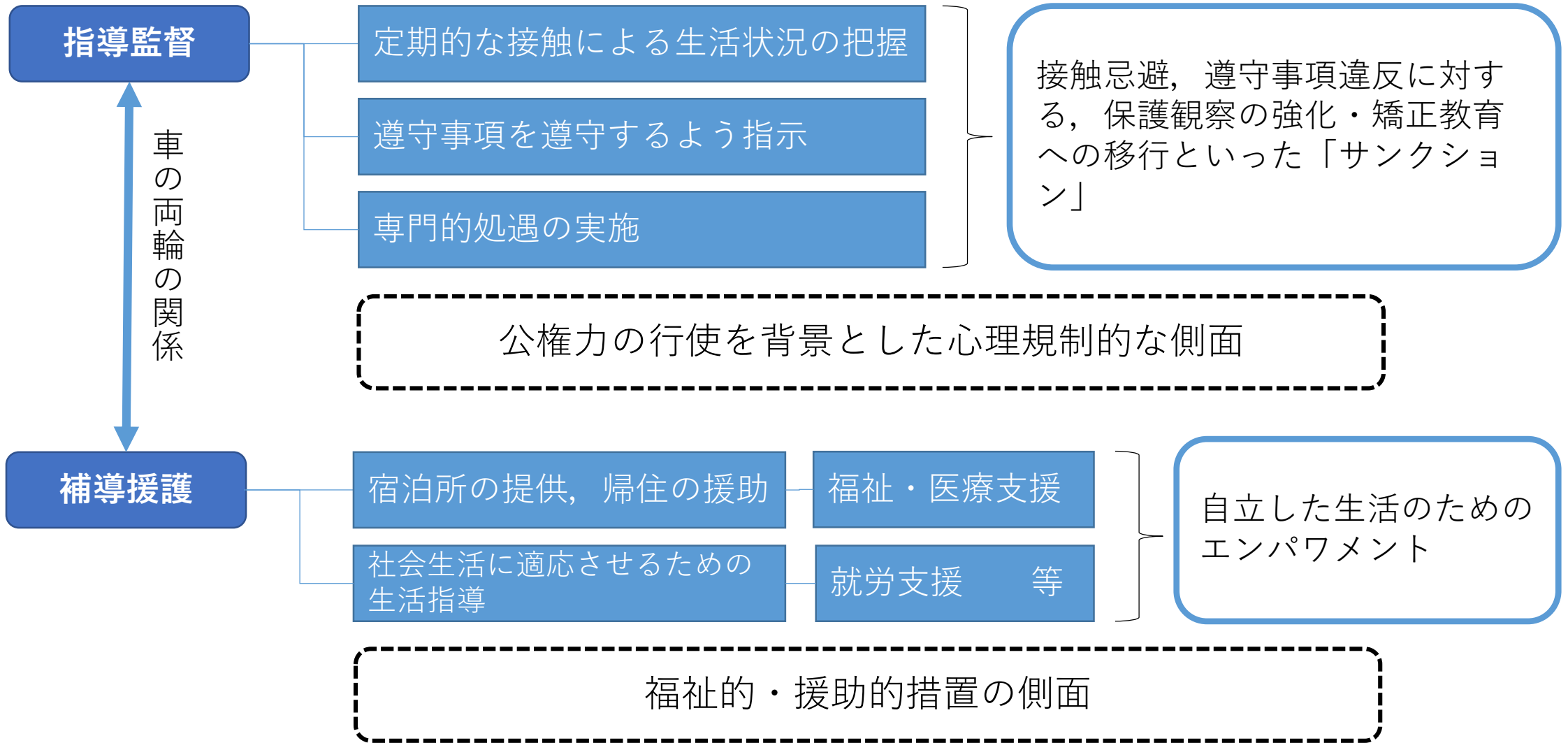
新受刑者の教育程度

(令和元年矯正統計年報)



再犯防止のためには、出所者等の生活支援をすることが早道

⑤ 保護観察の概要





## ⑥ 保護観察における主な支援対策（居住支援を除く。）

### 就労支援対策

#### 【刑務所出所者等総合的就労支援対策】（H18～）

- ・ 法務省と厚生労働省の連携事業
- ・ ハローワークにおける専用窓口設置，出所者専用の就労支援メニュー，矯正教育の充実，身元保証制度

#### 【更生保護就労支援事業】（22都道府県）

- ・ 民間の専門団体に委託して，マンツーマンによるマッチング支援等を実施（H23～）
- ・ 民間の専門団体に委託して，出所者及び雇用主の双方へ職場定着支援等を実施（R2～）

#### 【刑務所出所者等就労奨励金】

- ・ 雇用期間に応じて協力雇用主に対して1人当たり年間最大72万円を支給（H27～）

#### 【コレワーク】（全国8か所）

- ・ 企業と受刑者の出所前マッチングの支援（H28～）

### 福祉支援対策

#### 【地域生活定着支援センター】（H21～）

- ・ 行き場のない障害者・高齢者である受刑者等の，出所後の福祉サービス確保等の支援

## ⑦ 保護観察における居住支援対策（1）

### 更生保護施設

- ・ 明治時代の篤志家によって始められた事業を源流とし、現在、全国で103施設が運営（大半が20名定員）
- ・ 行き場のない刑務所出所者等を、自立資金を蓄えるまでの数か月間を収容保護し、原則24時間体制
- ・ 法務省の認可施設で、委託費を支給
- ・ 仮釈放制度に不可欠な施設

### 自立準備ホーム

- ・ 平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」として開始
- ・ NPO法人等が管理する施設の空きベッド等を活用するもので、専用のベッド等を用意する必要なし
- ・ 全国で703か所（432事業者）が登録（R2.4.1現在）
- ・ 宿泊場所、食事の提供と共に、毎日の生活指導等（巡回による支援でも可）を委託
- ・ 保護の期間は更生保護施設に準じ、委託終了後に賃貸契約を締結する例もあり



ただし・・・

いずれも  
「一時的」居住支援

## ⑧ 保護観察における居住支援対策（2）

### 生活環境調整の強化

- ・ 出所後の居住予定地は原則として、まずは受刑者が指定
- ・ これを受けて、保護観察所において、同予定地において社会復帰を円滑にできるよう、その環境を調査・調整
- ・ ただし、調整困難な場合は、調整を終了し、受刑者に別の予定地の設定を促す。



さらに、H28施行の更生保護法の一部改正により・・・

- ・ 地方更生保護委員会が、必要に応じて、未調整の住居等の調整を行うよう、また、調整中の住居の調整事項について、保護観察所に対して指導・助言を実施
- ・ 複数の保護観察所が平行して生活環境調整を行っている場合、地方更生保護委員会がコントロールタワーとなって広域的な連絡調整を実施

ただし・・・

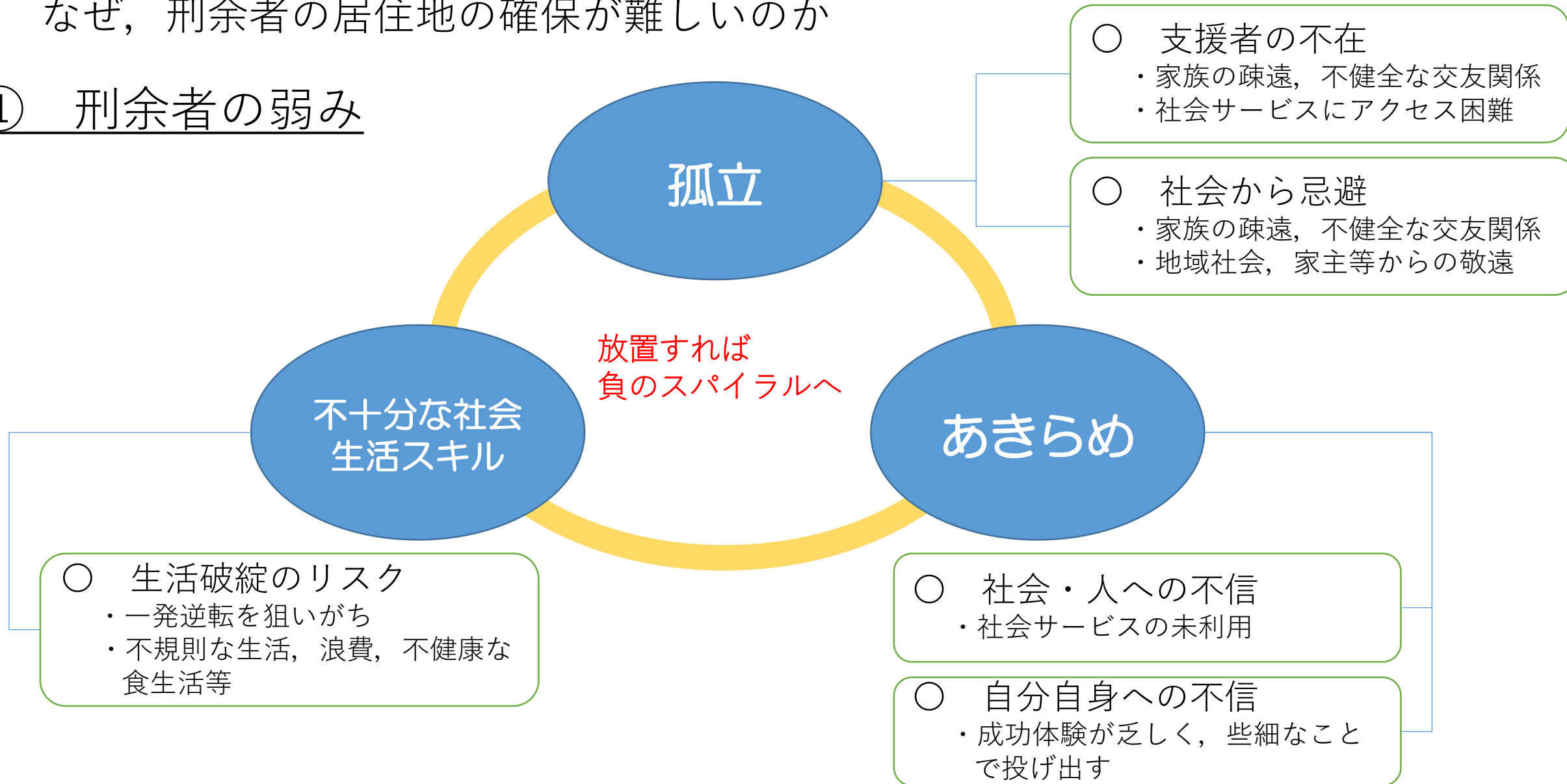
それでも、適切な帰住地が確保できない相当数の出所者が

## ⑨ 刑余者に対する居住支援の必要性

- 刑務所に入所してきた者で犯行時住居不定であるものの割合(R1) 17.6%  
⇒ 累入者については21.3%， 初入者については12.4%
- 特定の居住地が確保されずに出所した満期釈放者(R1) 3,381人
- 仮釈放の申出がなされない理由が「住居調整不良」の者の割合 44.0%  
⇒ 行状不良:25.0%， 暴力団離脱意思なし:7.2%（H25調査）
- 「更生保護施設施設入所者の自立先の確保で困ったことがある」と回答した同施設職員の割合（H30調査） 76.7%  
⇒ うち、困った理由が「保証人が確保できない」：93.7%  
⇒ 更生保護施設入所者の退所先 「借家」:32.2%， 「就業先」:18.0%

## 2 なぜ，刑余者の居住地の確保が難しいのか

### ① 刑余者の弱み

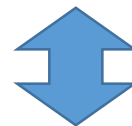


## ② 刑余者の強み

就労につながれば自立が近い

### ○ 就労は再犯防止に大きな効果

- ・ 刑務所再入所者の70.9%が無職者（R1）



- ・ 住居なくして就労なし
- ・ 就労支援にもかかわらず，保護観察終了時に21.3%が無職（R1）
- ・ 職場定着率の低さ（協力雇用主アンケート（H30）では6月以内に離職する者が約半数と回答）

保護観察期間中の再犯防止機能

- ・ 保護観察終了時の再犯率（注）は11%



- ・ 保護観察は原則として有期

（注）ここでいう「再犯」とは取消し（保護処分，仮釈放，執行猶予），（少年院への）戻し収容，身柄拘束のまま保護観察が終結した場合を指す。

### 3 刑余者の居住支援の課題と展望

#### ① 刑余者の処遇の大前提

刑余者が犯罪に陥らず，安定した生活を継続  
するためには，

- 職場定着
- 又は
- 福祉支援

が不可欠・・・

その基盤こそが居住地の確保

## ② 課題と対応の方向性

### 【課題】

- 居住地が定まらなければ，保護観察が実施できないこと。
- 更生保護施設等の受入れに限界があること（地域関係，職員体制等）。
- 出所者のイメージ連帯保証人不在等により，家主・不動産会社に忌避されがちであること。
- 生活リズム，食生活，金銭管理等の指導がなされないと生活破綻に陥りがちであること。

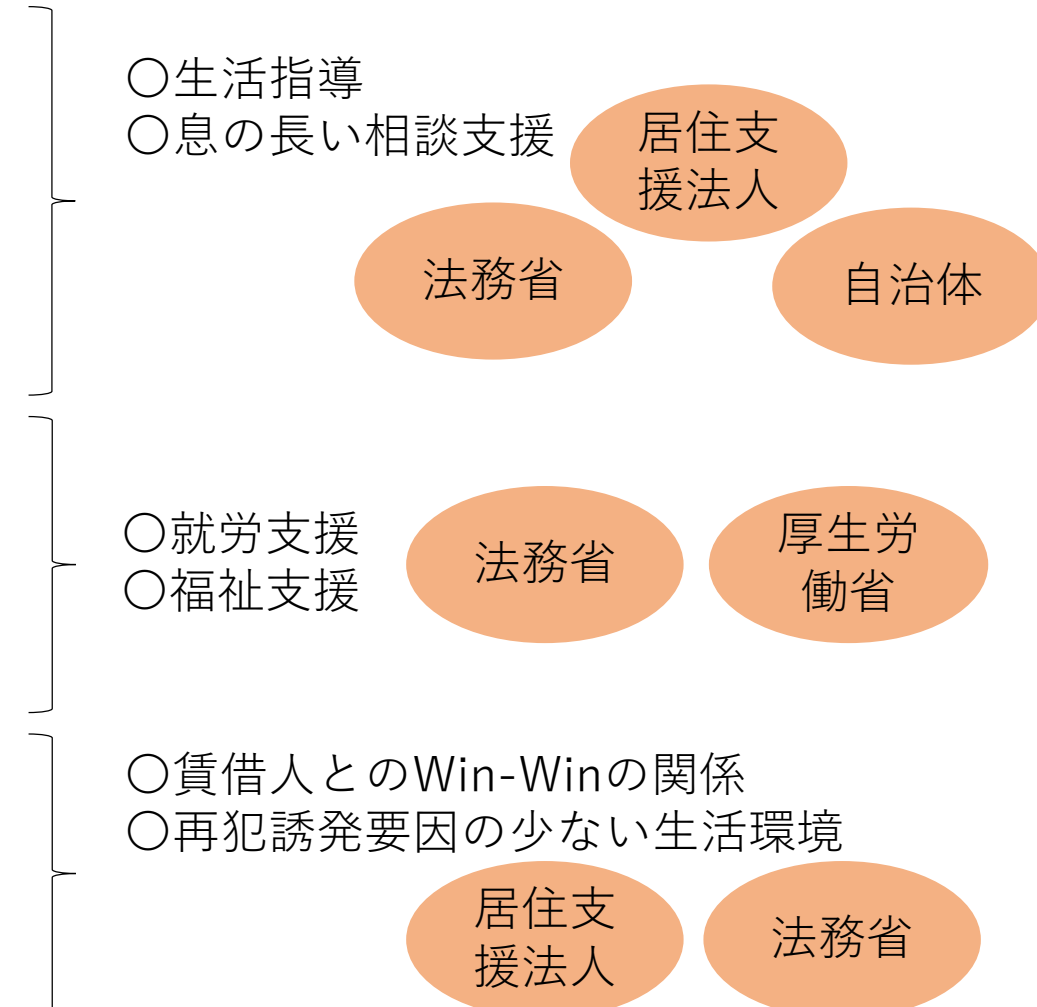
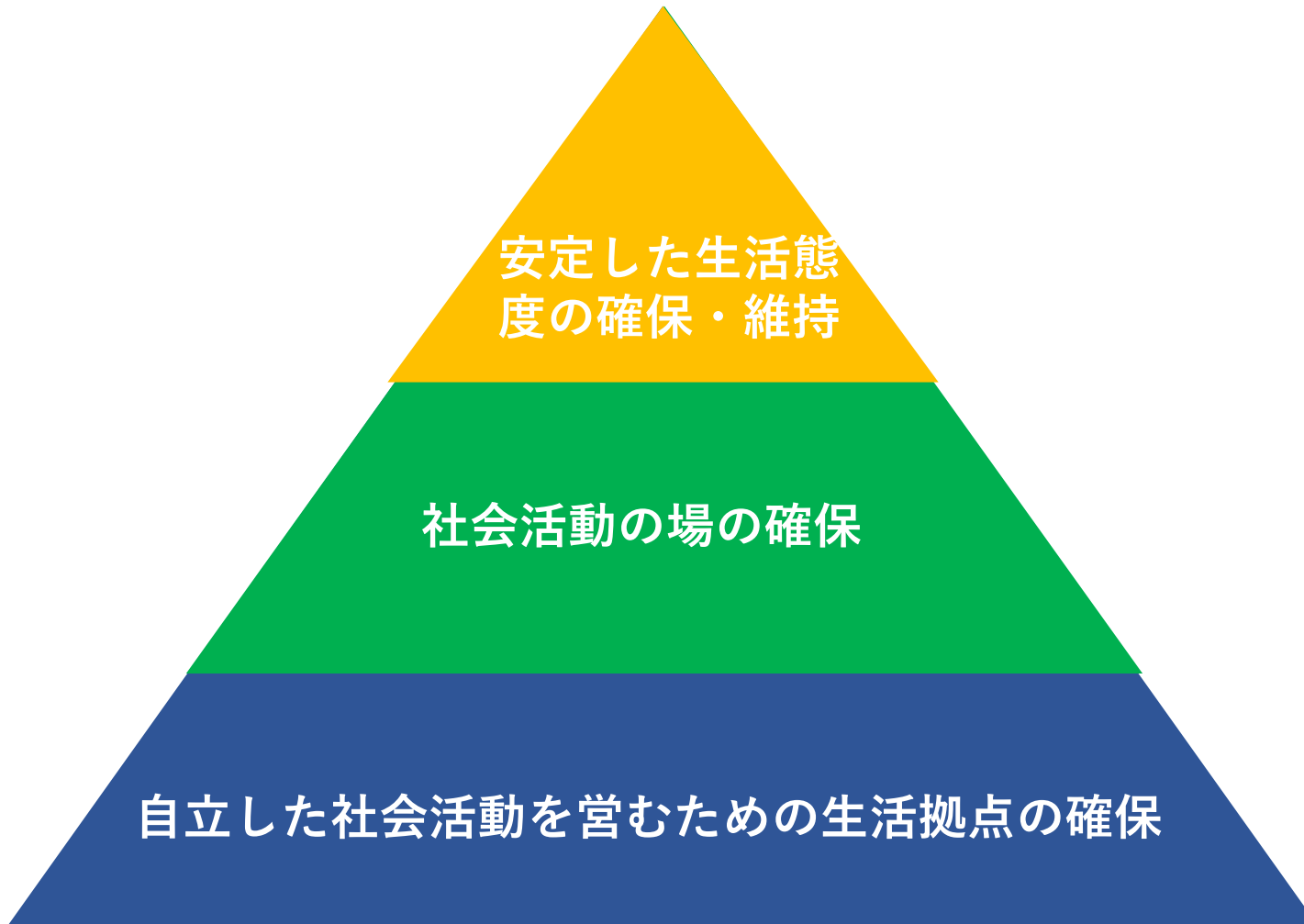
### 【対応の方向性】

- 生活環境の調整を徹底し，可能な限り保護観察・更生緊急保護に結び付ける。
- 更生保護施設等の体力アップ，退所後の住居調整能力の向上。
- 出所者にも利用可能な物件・家賃債務保証の確保。
- 相当期間のマンツーマンによる見守り，生活指導。



③ 今後の展望（1）

犯罪をする必要のない自立した生活の大前提は、適切な居住の確保  
 = 決め手は「居住支援法人とのコラボ」



## ④ 今後の展望（２）

### 【当面の検討事項】

- 連携可能な居住支援法人の拡大：事例の積み重ね，居住支援協議会との関係確立
- 支援スキルの普及：これまでの好事例，更生保護のノウハウの共有
- 連携体制の確立：保護観察所及び居住支援法人等の情報共有・役割分担等の整理
- 生活環境調整・更生保護施設・就労支援等の強化：国の責務

## 刑務所出所者



仮釈放

満期釈放

いわゆるハーフウェイハウス  
平均滞在期間：約80日

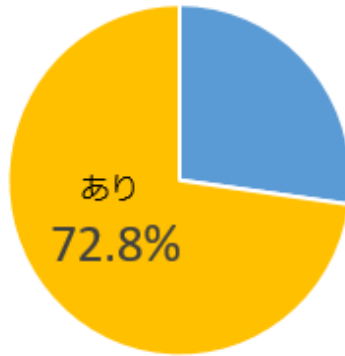
賃貸契約時の連帯保証人の確保  
経済基盤の問題

更生保護施設等

借家 (約3割)  
社宅 (約2割)

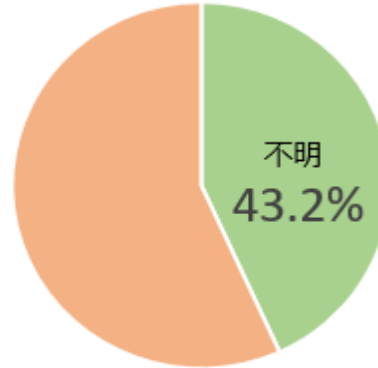


精神・身体上の配慮の必要がある者の割合



出典：再犯防止推進白書

釈放時に帰宅先が不明である者等の割合



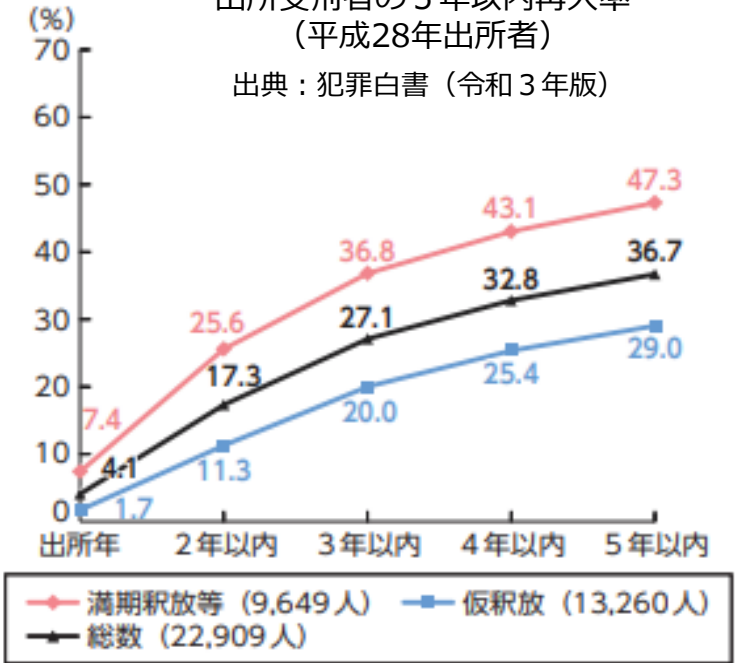
出典：矯正統計年報

刑事施設から仮釈放の申出がされなかった理由の**62.5%**が、  
帰宅予定地が定まっていないなどの**住居調整不良**によるもの。

出典：再犯防止推進白書（令和3年版）

出所受刑者の5年以内再入率  
（平成28年出所者）

出典：犯罪白書（令和3年版）



満期釈放者の再入率は高い。

## 保護観察所における居住支援法人との連携事例



事例A) 更生保護施設入所者。退所先が見つからなかったため、保護観察所において居住支援法人との調整を開始したが、本人が罪名と刑期等を書面で法人に提供することを拒んだため、調整不調となる。

事例B) 精神障害の診断を受けた受刑者。本人の希望で居住支援法人を引受人として調整を行ったが、出所日まで部屋の確定ができないこと、また、部屋の確保に半年以上かかるとの回答があり、本人が希望を取り下げた。

事例C) 更生保護施設入所者。保証会社の審査に何度も落ちていたため、保護観察所において居住支援法人との調整を開始。居住支援法人が内見に同行するなどしたが難航。結局、並行して申し込んだ東京都住宅供給公社の物件に通じ、そちらへ転居。

事例D) 更生保護施設入所者。女子少年。保護観察所において居住支援法人と調整。当初は店舗の社長が懇意的で、内見の同行などを手伝ってくれたが、突如辞職することになり、その後、連携が途絶えてしまった。

# 刑務所出所者等に対する「息の長い」支援に向けて

【次期再犯防止推進計画の策定】 ※ 令和5年度からの次期「再犯防止推進計画」

## 基本的な方向性

- 1 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」の実現
- 2 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び**地域の支援連携拠点（ネットワーク）**の構築
- 3 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに国・地方公共団体・民間協力者の連携を構築すること。

## 重要な取組として考えられる事項

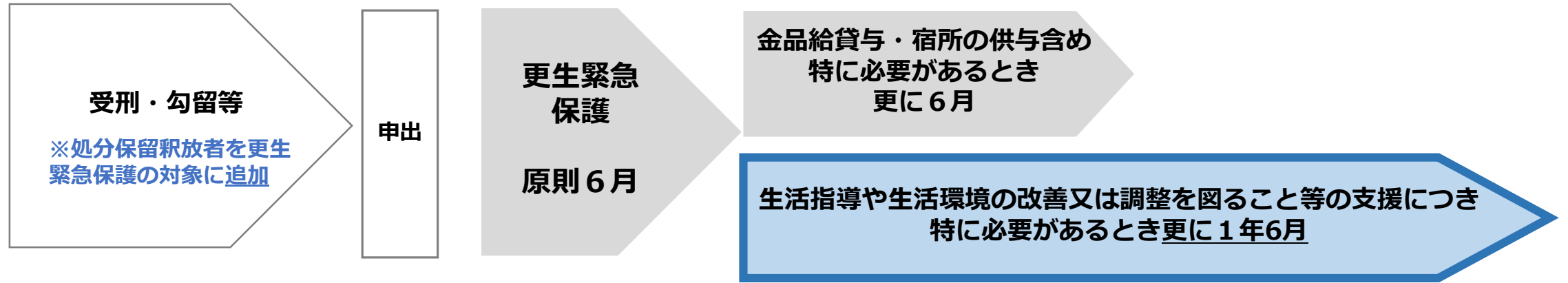
### 「対象者の特性に応じた住居の確保と支援の推進」

犯罪をした者等の特性（性別，年齢，心身の状況，家庭環境等）に応じた居住先確保のため，生活環境の調整の充実を図るとともに，帰住先である更生保護施設等による地域生活自立を目指した処遇・支援の在り方や委託費構造等の検討を通じ，その活動の更なる促進を図る。

また，**居住支援法人と連携した住居確保・見守り支援を強化**する。

【更生保護法の改正】（公布：令和4年6月17日 施行：公布日から1年6月以内）

◎ **生活環境調整等を行う更生緊急保護の期間を 最長1年→2年に拡大**（本人の申出が必要）



◎ **刑執行終了者等の改善更生等のための情報提供・助言等の援助の創設**

- 地域住民・関係機関等からの相談を受けて援助を実施 [地域援助]

